小野市 家庭系ごみ処理有料化に向けた基本方針概要版　令和８年１月

１．ごみ処理の現状

〇１人１日当たりごみ排出量は、減少傾向が見られるも、依然として県平均を上回っている状況。

〇特に家庭から排出されるごみ量は、県平均を大幅に上回っており、令和５年度実績では、県下４１市町中、３６位（ワースト６位）。

〇回収された資源ごみの量も平成２６年度の６割程度に落ち込む。リサイクル率 7.0%は、県下最下位(令和５年度実績)。

〇ごみ処理施設の改修等の影響で、ごみ処理経費は増加傾向。

２．ごみ処理の課題

〇小野クリーンセンターは、供用開始から３６年が経過。資材価格・人件費が高騰する中、財政負担の抑制も考慮しながら、新ごみ処理施設を整備し、長期的・安定的なごみ処理の実現が望まれる。

〇現状のごみの排出量やリサイクル率を考慮すると、ごみの減量化・資源化は喫緊の課題。

〇ごみ処理経費は税金で賄われているが、排出するごみ量に差異が生じていても負担は同一。

３．家庭系ごみ有料化

（１）家庭系ごみの有料化とは

家庭からごみを排出する際に手数料が上乗せされた有料の指定ごみ袋を使用することで、ごみ排出量に応じてごみ処理手数料を負担いただく制度。全国の約７割、県下の４割以上の自治体が採用。

（２）有料化の目的

〇有料化を実施しない場合、新ごみ処理施設整備に活用する交付金が一部対象外に。小野市が負担すべき事業費が２０億円程度増加する見込みであり、有料化の実施は必須である。

〇分別意識の高まりにより、可燃ごみの減量・資源ごみの分別排出につながる。

〇ごみ排出量に応じた費用負担となり、公平性の確保と分別・資源化意識の向上を図る。

供用開始から３６年が経過する小野クリーンセンター

浄谷黒川丘陵地に整備する新ごみ処理施設(イメージ)

４．家庭系ごみ有料化の制度内容

（１）対象品目

○**家庭から排出される「可燃ごみ」**

○上記の可燃ごみ以外のごみや、賃貸住宅等で収集運搬業許可業者に有料で処理を依頼している場合は、有料化の対象外。

（２）手数料

○ごみの排出量に応じて、１枚目からごみ袋を購入いただく「排出量単純比例型」を採用。

○ごみ排出時に使用する指定袋を購入いただくことで、 ごみ処理手数料を徴収。

排出量単純比例型のイメージ

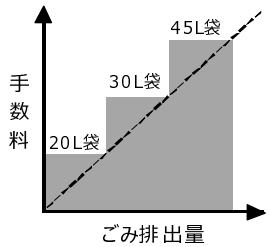

（３）指定ごみ袋の種類、形状、販売方法

① ごみ袋の種類

○**45㍑（大）、30㍑（中）、20㍑（小）の３種類**

② ごみ袋の価格

○想定販売価格は、次のとおり。10 枚 1 セットで販売予定。

	45L（大）	30L（中）	20L（小）
1 枚当たり価格	**25 円**	**15 円**	**10 円**
販売価格（10 枚）	**250 円**	**150 円**	**100 円**

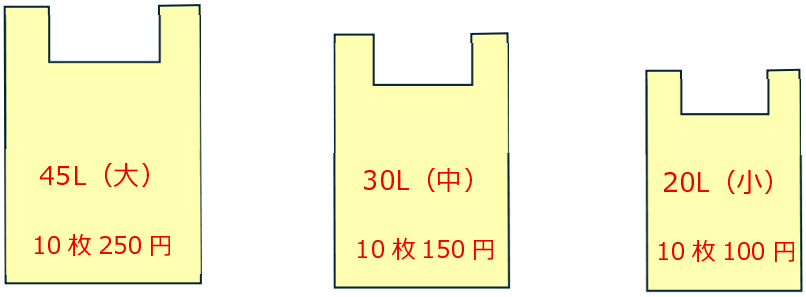

③ 販売方法

○市内のスーパー等で販売できるよう、今後、検討。

④ 形状等

○形状、素材、色、表示内容等の詳細は、今後、検討。

（４）手数料の減免

○近隣市町の状況や他施策との均衡を加味した上で内容を検討。

（５）手数料の使途

○ごみ処理経費、指定ごみ袋の製造等に活用。

５．有料化の実施時期

〇令和９年７月から実施

【スケジュール】

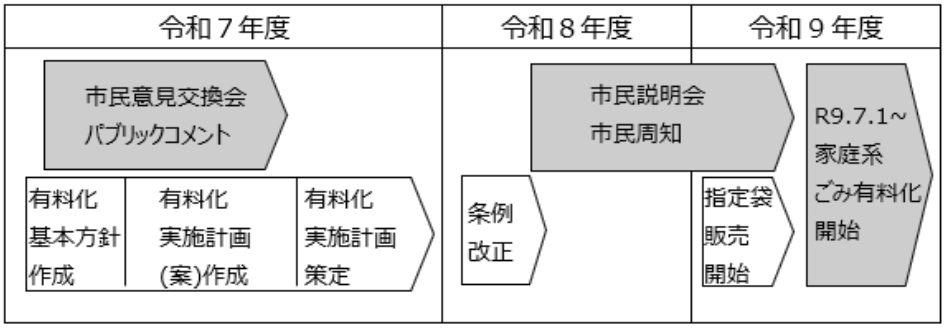

６．円滑な実施に向けた取組み

（１）市民への周知啓発

〇有料化の詳細を定めた実施計画の策定に向け、パブリックコメントを実施し、市民の皆様のご意向を確認。

〇広報誌、回覧、SNS 媒体により情報を発信。

（２）不法投棄・不適正排出対策

〇不法投棄は犯罪。パトロール強化や投棄者の特定等の対策を徹底。

〇十分な情報提供やルール違反ごみの取り残しを行う。

（３）減量化・資源化のための併用施策

〇市民のごみ減量行動を促進する効果的な施策を調査・検討。